

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿  
加 盟 校 学 校 長 殿  
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟  
会 長 脇 村 春 夫

### 高圧酸素カプセルについて

先ごろ財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)は、高圧酸素カプセルについて、「現時点では使用を控えるべき方法と考えます」という見解をホームページで公開し、加盟団体に周知しました。

また、財団法人日本オリンピック委員会は、北京オリンピックに高圧酸素カプセルを持ち込まない方針を示しました。

現在高校野球ではドーピング規定を採用していません。したがって、高校野球選手が、この高圧酸素カプセルを使用しても違反に問われたり、罰則を受けることはありませんが、JADAにおいて上記の考えが示された以上、高校野球においてもその使用を控えるべきだとの見解をとることにしましたのでお知らせします。

なお、携帯用酸素スプレーについても高圧酸素カプセルと同様、野球場内では医師の指示による医療行為を除き、その使用を控えるべきとの見解も追加します。

本件の適用については、都道府県高等学校野球連盟との周知期間を考慮して7月5日以降の公式試合からとします。

#### 参考>高圧酸素カプセルについてのJADA見解

高圧酸素カプセル(hyperbaric oxygen chamber)については、酸素摂取や酸素運搬、酸素供給を人為的に促進する可能性があることから、WADA健康・医学・調査委員会において、WADA禁止表に定める禁止法(M1.2項)に該当するという結論が示されているため、現時点では使用を控えるべき方法と考えます。

#### 資料>WADA 2008年禁止表抜粋

##### M1. 酸素運搬能の強化

下記の事項が禁止される。

1. 血液ドーピング。血液ドーピングは、自己血、同種血、異種血又はすべての赤血球製剤を投与すること。
2. 酸素摂取や酸素運搬、酸素供給を人為的に促進すること(過フルオロ化合物、エファプロキシラル(RSR13)、修飾ヘモグロビン製剤(ヘモグロビンを基にした血液代替物質、ヘモグロビンのマイクロカプセル製剤)が含まれるが、これらに限定するものではない)。